

一般社団法人日本家族性腫瘍学会
家族性腫瘍研修施設の申請に関するお知らせ

2017年10月

会員 各位

一般社団法人日本家族性腫瘍学会
家族性腫瘍専門医・FCC制度委員会

家族性腫瘍 研修施設の申請について、お知らせします。

2017年度に限り、暫定指導医の合格通知をもって、研修施設の申請を認めます。

認定証の発行が遅れており、お詫び申し上げます。

なお、家族性腫瘍研修施設の認定要件として、「(暫定)指導医が1名以上いること」を2017年度より2026年度末まで10年間、適用します。

暫定指導医に関しては、専門医の取得の有無は問いません。

(暫定でない指導医は、専門医の取得・維持が必要です。)

2027年度より、暫定家族性腫瘍指導医の資格は廃止され、暫定指導医による研修施設の資格は失われますのでご注意ください。

2027年までに、専門医、さらに指導医をご取得し、研修施設の資格を更新いただきますようお願いいたします。

以上

一般社団法人日本家族性腫瘍学会
専門医・FCC制度委員会 事務局
〒675-0055 兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口 601-1
有限会社トータルマップ 内
TEL:079-433-8081
FAX:079-433-3718
Mail:jsft-db@totalmap.co.jp